

登録検査機関への 地方厚生局の立入検査 について(令和6年度)



関東信越厚生局 健康福祉部
食品衛生課

内 容

- 厚生局と登録検査機関
- 立入時に確認する事項
- 令和6年度立入検査の結果
- 不適切事例
- 留意事項(お願い)

厚生局と登録検査機関

厚生局 食品衛生課の業務

◆食品等の輸出促進の対策

- ・HACCPに基づく衛生管理を行っている輸出食肉施設、
輸出水産食品施設等の査察による指導及び監督
- ・輸出水産食品衛生証明書の発行

◆登録検査機関の監督

◆広域食中毒の防止等

◆食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションの開催

厚生局と登録検査機関

厚生局

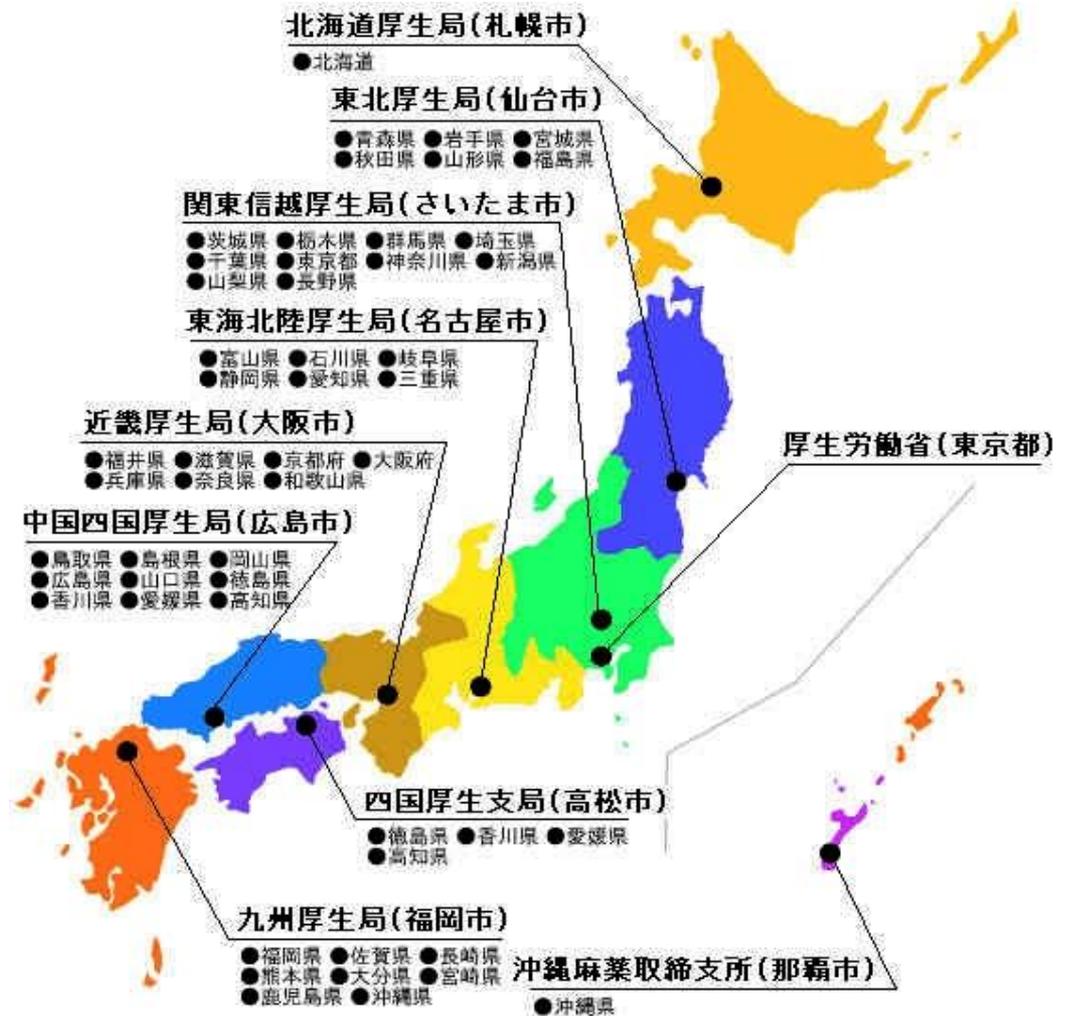
7局1支局1支所

全国の登録検査機関

95機関

117事業所

(R7.2.3現在)



登録検査機関数

- ◆ 関東信越厚生局管内(令和7年1月末時点)
 - ・ 35機関、38事業所(別に3機関は本部のみ)
 - ・ 令和6年度新規 0機関、0事業所
 - ・ 令和6年度廃止 0機関、0事業所

- ◆ 登録制度への切り替え直後(平成16年6月)
 - ・ 関東信越厚生局管内 23機関、26事業所

輸入食品の検査状況

年	届出件数	検査総数	登録検査機関 (検査命令検数)	登録/総数 (%) (検査命令/総数)
令和元年	2,544,674	217,216	168,799 (69,185)	78 (32)
令和2年	2,352,082	200,876	166,100 (68,941)	83 (34)
令和3年	2,455,182	204,240	164,241 (66,018)	80 (32)
令和4年	2,400,309	202,671	155,535 (63,608)	77 (31)
令和5年	2,350,033	199,272	152,304 (62,333)	77 (31)

厚生労働省輸入食品監視統計

立入時に確認する事項

厚生局が実施する立入検査 (食品衛生法第47条「報告・立入検等」)

- ①新規の登録申請時
- ②定期(年1回以上)
- ③更新(5年毎)
- ④事業所の新設・移転等の大規模改変時
- ⑤不適切事例等の発生時

立入時に確認する事項

- ①法令事項の適合確認
- ②前回指導事項のフォローアップ
- ③業務管理(業務管理要領)

立入時に確認する事項

①法令事項の適合確認

- ・欠格事由(第32条第1項)
- ・登録の基準(第33条第1項)
- ・厚生労働省令で定める技術上の基準(第35条2項)
- ・製品検査の業務に関する規程(第37条)
- ・帳簿等の記録(第44条)

②前回指導事項のフォローアップ

- ・前回立入検査の際に指導した事項の改善状況確認

立入時に確認する事項

③業務管理

◆関係通知等による業務管理に関する事項

・「登録検査機関における製品検査の業務管理について」

（平成20年7月9日付け食安監発0709001号監視安全課長通知）

・「登録検査機関における食品検査の信頼性確保について」

（平成16年6月15日付け食安監発0615002号監視安全課長通知）

・「登録検査機関における食品検査の信頼性確保に係る調査等について」

（平成17年3月31日付け食安監発0331004号監視安全課長通知）

・「登録検査機関における業務上の留意事項について」 補足あり

（平成20年9月24日付け食安監発0924003号監視安全課長通知）

◆各検査機関で規定する文書に関する事項

業務管理要領

【目的】

食品衛生法に基づく登録検査機関における製品検査の業務管理について細則を定め、製品検査の信頼性を確保すること

製品検査に求められる信頼性とは？

登録検査機関における製品検査の 業務管理要領(1)

- ① 目的
- ② 組織
- ③ 製品検査室等の管理
- ④ 機械器具の管理
- ⑤ 試薬等の管理
- ⑥ 動物の管理
- ⑦ 有毒な又は有害な物質及び危険物の管理
- ⑧ 試験品の取扱いの管理
- ⑨ 製品検査の操作等の管理
- ⑩ 製品検査結果の処理

登録検査機関における製品検査の 業務管理要領(2)

- ⑪ 製品検査結果通知書
- ⑫ 試験品の保存
- ⑬ 内部点検
- ⑭ 精度管理
- ⑮ 外部精度管理調査
- ⑯ データの作成
- ⑰ 標本、データ等の保存
- ⑱ 研修(信頼性確保部門、
検査員等)
- ⑲ 外部査察
- ⑳ その他

令和6年度立入検査の結果

令和6年度主な文書指適事項

項目	件数
組織	3
機械器具の管理	1
試薬等の管理	3
データの作成、 標本・データ等の保存	2
内部点検	2
外部精度管理調査	4
その他	2
計	17

指摘事項の要旨(1)

[組織]

- ①検査区分責任者が行った改善(標準作業書の改定)が不十分だったことについて、製品検査部門責任者や、信頼性確保部門が気づかなかった。
- ②検査区分責任者が標準作業書の正式な改定を長期間行っていなかった。

[機械器具の管理]、[試薬等の管理]

- ③機械器具の管理について、日常点検の管理基準を規定していない機械器具があった。
- ④試薬等の管理について、培地の表示内容に不備があった。
- ⑤標準微生物の株の表示に保存方法がなかった。
- ⑥試薬の標準作業書の改廃履歴を改定の際に削除した。

指摘事項の要旨(2)

[データの作成]、[標本、データ等の保存]

- ⑦外部精度管理機関に報告した検査結果と検査員が作成した検査結果書との間に齟齬が認められた。
- ⑧検査結果表にデータ、標本(薄層クロマトグラフの写真)等を提出する手順となっていなかった。

[内部点検]、[外部精度管理調査]

- ⑨信頼性確保部門責任者は、改善措置が必要な外部精度管理の結果を製品検査部門責任者に長期間報告していなかった。
- ⑩内部点検の改善措置を講じた場合の報告について、製品検査部門責任者が信頼性確保部門責任者に報告している記録となっていなかった。
- ⑪信頼性確保部門責任者は、製品検査部門責任者から報告のあった内部点検及び外部精度管理調査の結果に係る改善措置の確認の記録を作成していなかった。

指摘事項の要旨(3)

[その他]

- ⑫ **(記録方法)** 内部点検及び外部精度管理調査の「改善報告書」について、記入、確認又は承認を行うごとにこれを行った者が署名及び捺印する記録になっていなかった。
- ⑬ **(様式の使用法)** 改善措置が必要な外部精度管理調査の一連の報告の記録について、作成者は規定した様式と異なる様式の使用や内容の修正を行い機関が規定する手順に従って報告及び記録を行っていなかった。

①指適事項：組織

◆昨年度の立入検査において指摘した内容について、改善措置を講じた旨が報告されたが、今年度の立入検査において、当該改善措置が不十分であったことを認めた。

昨年度の指摘内容：検査区分責任者が作成及び改定していない標準作業書を認めた。



立入検査の改善対応がすでに完了したものと信頼性確保部門、製品検査部門ともに誤認したことが原因だったため、立入検査の改善措置を両部門が出席する毎月のミーティングに議題として追加し、フォローアップを行うこととした。

②指適事項：組織

◆機器の保守管理標準作業書について、手書きの修正が一部行われ2年以上経過していたが、正式な改定が行われていなかった。



- ・他の標準作業書においても同様の事例が確認されたため、該当する標準作業書を正式に改定した。
- ・手順書の見直しによる定期的な改定時期を具体的に規定した。

③指適事項：機械器具の管理

◆恒温槽の日常点検の温度について管理基準を定めていなかった。

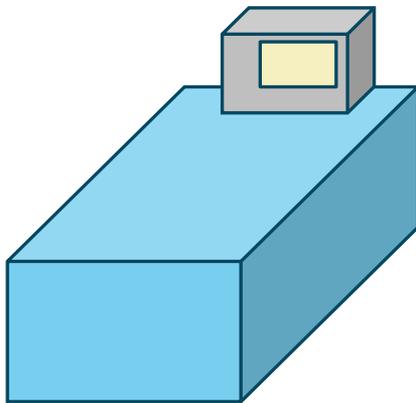


検査区分責任者は、恒温槽について検査の目的に応じた日常点検の管理基準を機械器具保守管理標準作業書に規定し、検査員に対し規定した管理基準を周知した。

管理基準について

- ◆適切な機器を使用しているか
- ◆試験が適切に行われたか

検証できる管理基準を設定し、記録しているか？



公定法(冷凍食品、食肉製品: E.coli)
培養温度 $44.5 \pm 0.2^{\circ}\text{C}$ (許容範囲狭い)

- * 恒温槽の温度の管理基準は何度に設定すべきか？
- * 温度計(標準温度計を含む)は正確か？

④指適事項：試薬等の管理

◆「試薬等管理標準作業書」では、培地の容器に表示すべき事項が規定されているが、標準寒天培地の容器について、入手年月日及び開封年月日が記載されていなかった。



検査区分責任者は、検査員に対して、「試薬等管理標準作業書」に基づき、培地の容器に表示すべき事項について表示を行わせ、周知した。

試薬に関する記録と表示事項 の違いについて

業務管理要領(別添)3

試薬等の管理に関する記録の帳簿への記載要領には、次の帳簿への記載事項のうち必要なものが含まれていること。

- ①入手年月日及び調整年月日
- ②入手源
- ③名称
- ④ロット番号
- ⑤純度又は濃度
- ⑥保存方法
- ⑦試薬等の調整の記録又は標準微生物の株の特性に関する検査の記録
- ⑧試薬等を使用した量、年月日、製品検査項目、及び検査員の氏名

試薬等の容器にすべき表示の方法としては、次の事項を適切に表示できる方法が含まれていること。

- ①入手年月日、調整年月日又は開封年月日
- ②入手源
- ③調製を行った者の氏名
- ④名称
- ⑤ロット番号(ロットを構成しない試薬等については、製造番号)
- ⑥純度又は濃度
- ⑦保存方法(常温、冷蔵及び冷凍の別等)
- ⑧使用期限

⑤、⑥指適事項：試薬等の管理

◆標準微生物株の表示について、「標準微生物管理標準作業書」に標準微生物株の保存方法を規定しておらず、保存容器に保存方法の表示がなかった。

原因：何れかの標準作業書改定の際に当該部分が抜け落ちた。

◆当該標準作業書は令和2年に文書番号の変更により制定（改訂）されていたが、制定・改訂履歴表には令和2年以前の改訂履歴がなかった。



- ・検査区分責任者は、当該に保存方法を規定し、保存容器に規定に基づき保存方法を表示した。
- ・保存していた電子媒体を基に標準作業書の作成及び改訂履歴を作成した。

⑦、⑧指適事項：検査結果の処理

◆外部精度管理調査において、検査員から検査区分責任者に報告された検査結果表と外部精度管理調査実施機関への報告書との間で、検出された着色料の一部の検査結果に齟齬が認められた。

◆検査員は検査区分責任者への検査結果表の報告の際に当該検査に係るデータ及び標本等を提出しておらず、検査区分責任者のデータ及び標本等の確認の記録が全くない状況であった。



- ・標準作業書を改定し、検査結果表のフォーマットに薄層板の写真を貼付する書式に変更することで、標本の記録を残し、検査結果表と標本の内容に齟齬が生じないよう管理をすることとした。
- ・外部精度管理調査の検査結果の報告を適切に行う体制を整備するため、外部精度管理調査実施にかかる標準作業書を作成し、試験品の受入れから報告までの各担当者の役割を明確化した。
- ・職員に教育訓練を実施し、上記について周知徹底をはかり、内部点検にて確認方法に問題がないか確認することとした。

⑨指適事項：外部精度管理調査

◆外部精度管理の結果について、改善措置が必要であったが、信頼性確保部門責任者は、製品検査部門責任者に対して文書による報告を長期間行っていなかった。

また、信頼性確保部門責任者は、製品検査部門責任者から報告のあった外部精度管理調査の結果に係る改善措置の確認を行うのに長期間(3ヶ月以上)を要していた。



信頼性確保部門責任者は、製品検査部門責任者への報告や改善措置の確認について、速やかに行うよう期限を標準作業書に規定した。また、進捗管理の表を作成することとした。

⑩指適事項：内部点検 （報告者の誤り）

◆内部点検の改善措置を講じた場合の報告について、検査区分責任者が信頼性確保部門責任者に報告している記録となっていた。



- ・様式において回覧順番が「検査区分責任者」⇒「信頼性確保部門責任者」になっていたため、これらを「検査区分責任者」⇒「製品検査部門責任者」⇒「信頼性確保部門責任者」に修正した。
- ・他の改善措置を講じた場合に作成する文書の様式においても同様の事例が認められたため、修正を行った。

⑪指適事項：外部精度管理調査 （改善報告の確認もれ）

◆信頼性確保部門責任者は、製品検査部門責任者から報告のあった内部点検及び外部精度管理調査の結果に係る改善措置の確認の記録を作成していなかった。



既にある「進捗確認表」を活用し、改善措置の確認の記録もれがないよう、内部点検、内部精度管理、技能評価書等の文書と共に一括で管理するようにした。

⑫指適事項：外部精度管理調査 (記録方法)

◆内部点検及び外部精度管理調査の「改善報告書」において、信頼性確保部門責任者、製品検査部門責任者及び検査区分責任者が、それぞれの確認内容等をコンピューターにて全て記入し当該報告書を作成した後に、プリントアウトして事後的に捺印及び確認日の手書きを行っていた。このため、実際の確認時点の日付に遡って確認の署名、捺印及び日付の記入が行われている記録となっていた。



様式の改善指示内容のみを記載した上でプリントアウトし、その後は手書きで記入することとした。

⑬指適事項：外部精度管理調査 (様式の使用法)

◆「外部精度管理調査要領」に規定する様式と異なる様式を使用し、様式の手書きによる修正や、様式中の検査区分責任者が行う「写し保管」の記載が勝手に手書きにて削除されていた。



- ・回覧に添付する文書の内容や保管先を見直し、様式を修正した。
- ・古い様式の誤使用に対する防止策として、様式を使用するときは必ず最新版が格納されているフォルダから印刷する事を徹底した。

検査区分責任者の責務(1)

規第四十条(抜粋)

二号 製品検査部門につき、それぞれ理化学的検査、細菌学的検査及び動物を用いる検査の区分ごとに、製品検査について第八号に規定する標準作業書に基づき、次に掲げる業務を行う者(以下「検査区分責任者」という。)が置かれていること。

- イ 製品検査に当たり、第八号に規定する標準作業書又は第九号に規定する文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
- ロ 製品検査について第八号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることの確認その他必要な業務

三号 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者(以下「信頼性確保部門責任者」という。)が置かれていること。

- イ 第九号の文書に基づき、製品検査の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。
- ロ 第十号の文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
- ハ 第十一号の文書に基づき、外部精度管理調査を定期的に受けるための事務を行うこと。
- ニ イの内部点検、ロの精度管理及びハの外部精度管理調査の結果(改善措置が必要な場合にあっては、当該改善措置の内容を含む。)を製品検査部門責任者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第四十四条の帳簿(以下「帳簿」という。)に記載すること。

ホ その他必要な業務

四号 信頼性確保部門が、製品検査部門から独立していること。

五号 製品検査部門責任者及び信頼性確保部門責任者が登録検査機関の役員であること。

六号 製品検査部門責任者及び検査区分責任者が、検査員を兼ねていないこと。

七号 信頼性確保部門責任者及び第三号の規定により指定を受ける者が、製品検査部門責任者、検査区分責任者及び検査員を兼ねていないこと。

八号 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。この場合において、同表中「作成要領」とあるのは「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは「製品検査」と読み替えるものとする。

検査区分責任者の責務(2)

業務管理要領(抜粋)

2 組織

(3) 検査区分責任者は、規則第40条第2号イ及びロに掲げる業務のほか、検査員を指揮監督して**次の業務**を行うこと。

- ① 標準作業書の作成及び改定並びにその保存
- ② 製品検査に係る施設設備及び機械器具の管理
- ③ 試験品の取扱いの確認
- ④ 製品検査の方法の選定
- ⑤ クロマトグラフのチャート、計量器のプリントアウト、試験の原観察記録等実測値の確認できる資料(以下「データ」という。)及び製品検査結果の確認
- ⑥ 標本、データ及び製品検査結果通知書の控えの保存
- ⑦ その他当該検査区分において製品検査の業務を管理するために必要な業務

なお、規則第40条第2号イについては、逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、試験結果に影響がない場合にあつては必要に応じ標準作業書の改定等を行うこととし、影響がある場合には、製品検査結果の撤回等の必要な措置を講ずること

改善が必要なことが起きた場合

検査部門(検査区分責任者)

- ①今までの試験結果に影響がないか検証
- ②手順や記録方法を見直す必要がないか検証
- ③標準作業書や様式を改定する必要がないか検討、実施

検査員に周知(教育)

実際に行われているか日々の記録を確認

信頼性確保部門

内部点検等にて
網羅的かつ継続的に確認



不適切事例

発行した試験成績書の記載ミス

概要

実施した試験項目に加えて,実施していない試験項目の結果を成績書に記入し、成績書を発行した。

正 試験成績書 器具(ナイロン)	
検査項目	検査結果
鉛	検出せず
カドミウム	検出せず
重金属	限度以下
過マンガン酸カリウム消費量	検出せず
カプロラクタム	検出せず
蒸発残留物	検出せず

誤 試験成績書	
検査項目	検査結果
鉛	検出せず
カドミウム	検出せず
重金属	限度以下
フェノール	
ホルムアルデヒド	
亜鉛	
過マンガン酸カリウム消費量	検出せず
カプロラクタム	検出せず
蒸発残留物	検出せず

シリコーンゴムの検査項目

発行した試験成績書の記載ミス

発生経緯

- (1) ナイロン製器具(2334)の検査を実施し、検査員が検査結果表に受付番号と鉛、重金属、カプロラクタム等6項目の結果をシステムに入力した。この際の検査項目及び検査結果表への入力に不備はなかった。
- (2) 同日に(1)と別ロットにて実施したシリコーンゴム製器具(2343)の受付番号と結果を検査結果表に入力したが、フェノール、ホルムアルデヒド、亜鉛の検査結果表に入力の際、受付番号を「2334」と誤入力した。
- (3) 機関の試験成績書(以下成績書という)は、成績書を作成する検査員が検査項目毎にシステムに受付番号と検査結果を入力することで、試験成績書にその内容が反映される。なお、検査対象項目に過不足があった場合は作成時に警告が出る仕様となっていた。
- (4) ナイロン製器具(2334)の成績書の作成時に、ナイロンの検査項目に加えて、(2)の検査結果が追加された成績書が作成されたが、成績書を作成していた検査員がシステムの警告を見落としてしまい、その後の検査区分責任者の確認時も記載項目の誤りに気づかないまま、試験成績書が承認、発行された。

発行した試験成績書の記載ミス

直接の原因

- ◆検査結果入力時の試験品番号の入力ミス

間接的な原因

- ◆成績書作成にあたり、検査対象項目に過不足があった場合には、作成時に警告を表示する様にしていたが、成績書作成の際、警告を見落としてしまったか何らかの不具合で警告が表示されなかった。
- ◆シリコーンゴムの成績書を発行した際に、検査結果表への受付番号の誤記入に気づいたが、ナイロン製器具の試験成績書の内容は、確認しなかったため、記載項目の誤りに気付くことができなかった。
- ◆検査受託件数の急激な増加
- ◆試験成績書発行の際、検査区分責任者及び製品検査部門責任者による内容についての確認が不十分であった。

発行した試験成績書の記載ミス

改善策

- ◆システム改修を行い、試験成績書作成用シートでは警告は赤く色付けして表示させることに加え、印刷した試験成績書上にも警告を表示させる仕様へ変更した。
- ◆検査区分責任者が試験成績書発行時に確認する事項の明確化及びそれに伴う試験成績書発行に関連する標準作業書の改訂を行った。
- ◆検査受託管理体制について、営業部と検査部門間で検査受託状況の確認が可能となる体制の構築することとした。
- ◆担当者の教育

留意事項(お願い)

届出等の留意事項(受検営業者)

法第33条関係 [登録の基準]をみたしているか

- ・事業拡大を行う機関の増加
- ・委託等事業形態の複雑化



受検営業者若しくは受検営業者の役員又は職員であった者の増大

◆登録検査機関、機関の親法人及び機関の役員の経歴(過去2年間)にある法人の定款若しくはホームページ等に、**受検営業者に該当する記載**(食品、添加物、器具又は容器包装を販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し)がある場合は、受検営業者に該当しないかどうか**再確認をお願いします**。

届出等の留意事項（受検営業者）

◆ 飲食店営業及びタール色素以外の販売業のみを行っている事業者は受検営業者には該当しません。

また、食品等の製造、加工を行う事業者は受検営業者に該当しますので、具体的には管轄の保健所で取得している営業許可業種などをご確認ください。役員のリストの提出前に、受検営業者に該当しないかどうか再確認をお願いします

飲食店営業とは 厚生労働省 ホームページ参照

・定義 ◆ 食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業

（注1）飲食店営業の対象となる「調理」とは、その場で客に飲食させるか、又は、短期間のうちに消費されることを前提として、一応摂食しうる状態に近くなった食品を変形したり他の食品を付加したり、あるいは調味を加えたりなどして飲食に最も適するように食品を加工成形することをいう。

また、食品衛生法第55条1項に、「前条[営業施設の基準]に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とあります。

関連法令、通知等

・ 食品衛生法 第33条 1項三号 [登録の基準]

登録申請者が、第25条第1項[食品等の検査]又は第26条第1項から第3項まで[検査命令]の規定により製品検査を受けなければならないこととされる食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、若しくは陳列し、又は営業上使用する**営業者**(以下この号及び第39条2項において「**受検営業者**」という)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、**受検営業者**がその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員にしめる**受検営業者**の役員又は職員(過去2年間に当該受検営業者の役員又は職員であった者を含む)の割合2分の1を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、**受検営業者**の役員又は職員(過去2年間に当該受検営業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

・ 薬食発第0829002号 平成15年8月29日

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成15年政令第350号)、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成15年厚生労働省令第133号)及び健康増進法施行規則の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第134号)の施行並びに食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年厚生労働省告示第301号)の制定等について[健康増進法]

第6 5 登録検査機関について(抜粋)

改正法第2条による改正後の法第2条による改正後の法第33条第1項第3号に規定する「**受検営業者**」は、**命令検査の対象となりうる食品、添加物、器具及び容器包装の製造、加工又は輸入に係る営業者並びにタール色素を販売、陳列及び営業上使用する営業者となるものであること。**

届出等の留意事項

- ・事業所の新設、廃止
- ・事業所所在地の変更
- ・製品検査の種類(検査区分)の変更
- ・製品検査業務の全部又は一部の休止又は廃止※

食品衛生法
規様式第7号

規様式第8号

規様式第11号

変更等しようとする日の1ヶ月前までに届出

※当局にて、許可書を発出しますので時間に余裕をもって届け出してください。

届出等の留意事項

法第37条関係

- ・業務規程の変更

食品衛生法
規様式第9号

業務の開始前までに届出

試験法変更で手数料再計算の結果、手数料変更なしの場合も連絡願います。

届出等の留意事項

法第33条、36条関係

- ・検査機関の名称
- ・代表者の氏名
- ・主たる事務所の所在地
- ・事業所の名称



食品衛生法
規様式第8号

遅滞なく届出

※主たる事務所を変更し、電話番号も変わる場合はご連絡お願いいたします。

報告等の留意事項

- ・役員
- ・製品部門責任者
- ・検査区分責任者
- ・信頼性確保部門責任者
- ・信頼性確保部門責任者があらかじめ指定した者
- ・検査員
- ・機械器具
- ・定款

の変更があった場合、任意の変更届提出

報告等の留意事項

検査員

- ◆ 長期休業(育児休暇等)に入る場合
- ◆ 長期休業(育児休暇等)から復帰した場合の提出書類は、新規検査員登録時と同じ書類
 - 卒業証明書
 - 履修証明書
 - 検査履歴(従事経験)等

変更があった場合、任意の変更届提出

報告等の留意事項

◆定款の変更(株式会社の場合は親会社も含む)

定款に、食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃの輸入及び国内におけるそれらの製造及び販売に関する内容がある場合

◆役員の変更

以下に該当する懸念がある場合

- ・登録申請者の代表権を有する役員が、受検営業者の役員又は職員(過去2年間に当該受検営業者の役員又は職員であった者を含む。)
- ・登録申請者の役員に占める受検営業者の割合が2分の1を超えていること

事前にご相談を

通知や更新手続はHPもご参考ください

厚生労働省
関東信越厚生局

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ (ご質問) ▶ サイトマップ ▶ ご意見・ご要望

↑ ホーム

検索

アクセス | 申請等手続き | **業務内容** | 関東信越厚生局について | 調達情報 | 情報公開 | 管轄法人等

↑ 関東信越厚生局 > 業務内容 > **食品衛生課** > 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督並びに食品衛生検査施設に対する技術的助言について

2023年2月22日

食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督並びに食品衛生検査施設に対する技術的助言について

(1) 概要

食品衛生法第29条に規定される都道府県等の食品衛生検査施設及び法第31条に規定される登録検査機関では、食品衛生検査技術の高度化・多様化に伴い試験検査の信頼性を確保する見地から、適切な業務管理を実施する必要が生じ、平成7年の食品衛生法改正において、これらの食品衛生検査施設及び登録検査機関にGLP (Good Laboratory Practice) による業務管理が導入されたところです。

- よくあるご質問
- パンフレットダウンロード
- 認知症サポーター養成講座について
- オンライン資格確認導入の手続きについて
- 令和6年度診療報酬改定について